

辰野町

地域介護予防活動支援事業補助金
活動の手引き

★申請から6年目以降の団体用★

令和8年度

(令和8年4月～令和9年3月まで)

【本補助金の趣旨・目的】

本補助金は、介護保険料を活用して、辰野町の多くの高齢者が、月1回以上定期的に参加し、参加者との交流など人々とのつながりを通じて「社会参加」や運動などによる身体機能維持・向上などの「介護予防の推進」を図ることで、健康寿命の延伸を目指しています。

また、高齢者相談支援センターとつながることにより、介護を必要とする方の早期発見・早期支援ができることも目指しています。

① 補助金交付要件

地域介護予防活動支援事業補助金交付要綱（以下、補助金交付要綱）の第 2 条に、対象とする介護予防活動が記載されています。

補助金交付要綱に記載の要件をすべて満たす任意団体又は特定非営利活動法人等の団体に対して、補助金の交付を行います。

- (1) 月 1 回以上開催し、1 回当たり 1 時間以上実施していること
- (2) 町内で活動を実施し、参加者は辰野町民であること
- (3) 65 歳以上の 1 回当たりの平均参加者数が 5 人以上であること
- (4) 自主的に活動が運営され、1 年以上継続して活動が実施できること
- (5) 保健福祉課の出前講座を年 1 回以上実施すること
- (6) 毎回 10 分以上の運動を行うこと
- (7) 地域住民が活動に参加できるように周知し、新たな参加者の受入れが可能なこと
- (8) 原則、地域の要支援者に相当する方及び虚弱高齢者等の参加が可能な活動であること
- (9) 緊急時の連絡体制など対応策が確保されていること
- (10) 辰野町から他の補助金等の交付を受けていないこと

下記の場合は、補助金の交付ができません。

- (1) 介護予防に資する活動が目的ではない活動
- (2) 構成員のみによるもっぱら自分たちの楽しみを目的とした活動
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした活動
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を構成員にもつ団体等の活動
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体等の活動

② 補助金対象経費

補助金額は一律で年間 **15,000 円**とします。

補助金の対象経費は、次ページの表のものに限られます。

会の継続を目的としている事業のため、参加者から 100 円以上の会費を徴収して活動経費にあててください。

対象経費	対象経費内訳
報償費	介護予防に資する内容を実施する外部講師に対する謝礼金
消耗品費	コピー用紙、インク、封筒などの文具やごみ袋や消毒液等の消耗品を購入するための費用
役務費	ボランティア保険加入料、参加者への連絡の際に利用した電話料金
会場使用料	会場借用料、冷暖房・電気・ガスなどの会場の光熱水費
備品購入費	レクレーションの道具など会場で使う備品の購入費

③ 申請する

令和8年4月1日～4月30日までの申請

令和8年4月から補助金交付の希望のある団体は、令和8年4月1日（水）～4月30日（木）までに申請を出す必要があります。それ以降の申請になりますと、提出月からの補助金交付となりますのでご注意ください。

【申請時に必要な書類】

- (1) 補助金交付申請書（様式第9号）
- (2) 事業計画書
- (3) 活動団体概要書
- (4) その他町長が必要と認める書類

申請などで書き方等に悩む場合は、高齢者相談支援センターの職員と一緒に作成することも可能です。

来所予定日を事前に連絡して、日程調整をしてください。

【概算払い・前金払いの利用について】

活動するために補助金を事前にもらいたい場合は、概算払い又は前金払いの利用ができます。利用する場合には、役場から交付決定通知が届いた後に、補助金（概算払・前金払）請求書（様式第8号）の提出が必要になります。

事前に補助金が支払われますので、計画通りに実施ができなかった場合は、辰野町へ補助金の返還をする必要が出てきますのでご注意ください。

【様式第9号 補助金交付申請書の書き方】

【6年目以降】

(様式第9号)

令和 年 4 月 1 日

辰野町地域介護予防活動支援事業補助金交付申請書

辰野町長 様

住 所 **辰野町中央1番地**
申請者 団 体 名 **びっかいクラブ**
代表者名 **福寿 草子**

辰野町地域介護予防活動支援事業補助金の交付について下記のとおり申請します。

1 交付申請額 金 15,000 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 活動団体概要書
- (3) その他町長が必要と認める書類

交付申請額は一律となります。
15,000 円と記載します。

【事業計画書の書き方】

事業計画書は、任意のもので構いませんが、活動予定日、いつもと時間帯や内容が異なる場合の記載をお願いします。特別講師を依頼する場合には、内容と氏名を書くようにしてください。

令和 年 4 月 1 日		
事業計画書		
団体名: ぴっかぴっくらぶ		
月	活動予定日	活動内容
4月	7、14、21、28	辰野太郎さん指導のもと、筋力アップの運動を行う。レクやストレッチなども実施。
5月	12、19、26	同じ
6月	2、9、16、23	同じ
7月	7、14、21、28	7日は、いつもの内容でなく唐田やわらさんを講師にストレッチを実施。
8月	5、12、19、26	同じ
9月	2、9、16、23、30	同じ
10月	7、14、21、28	講師の都合で、14日は午後 13:30~15:00 に実施。他の日は同じ。
11月	2、9、16、23、30	
12月	1、8、15、22	
1月	5、12、19、26	5日は、活動時間を短縮して(9時~10時)、終了後に簡単な新年会を行う予定。他の日は同じ。
2月	2、9、16、23	同じ
3月	2、9、16、23、30	2日は、活動終了後に出前講師の「体力測定」を実施する予定。他の日は同じ。

別の講師を依頼する場合には、内容や氏名を記載してください。

活動がいつもの時間帯等と違うことが事前にわかっている場合は、その予定を記入します。

書き方の注意点

① 1年間の活動予定を全て記入します

② すべての活動予定を記載したら、合計何回の活動になるか、右下の合計に記入します。

合計 **50** 回

【活動団体概要書の書き方】

活動団体概要書の書式は任意のものでも構いませんが、下記の項目を記載するようにしてください。

活動団体概要書			
団体名	びっかりクラブ		
代表者	(ふりがな) ひくじゅ どうこ 氏名: 福寿 草子	住所: 辰野町中央1番地 電話: 090(1234)5678	
主な活動場所	たつの海公民館		
活動の目的及び内容	【活動の目的】(該当するもの全て) <input checked="" type="checkbox"/> ①運動機能の低下予防 <input type="checkbox"/> ②口 <input checked="" type="checkbox"/> ③認知機能の低下予防 <input type="checkbox"/> ④業 【活動の内容】 週1回、公民館に集まって、筋力トレーニング講師の辰野太郎さんの指導のもと筋力アップを行う。	日中連絡がとれる連絡先をお書きください。 代表者の氏名(苗字)と連絡先は、補助金活動団体一覧に記載し、ホームページ上に掲載する予定です。	
活動の期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日		
活動予定回数	上記期間内の活動予定回数 50 回 該当するものに○をつけ、必要事項を記入すること <input checked="" type="checkbox"/> ①毎週 水 曜日 <input type="checkbox"/> ②第 週 曜日 <input type="checkbox"/> ③不定期 <input type="checkbox"/> ④その他 ()	毎回同じ講師を呼ぶ場合は、どんな内容で講師は誰かを記載してください。	
主な活動時間	10時00分~11時30分	参加実人数 (見込み)	12 人 (うち65歳以上 12 人)
次年度以降の継続について	<input checked="" type="checkbox"/> 継続する・継続しない	新たな参加者の受入れ	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
緊急時の連絡先や対応策の確保について	連絡網を作成し、全員に配布している など		

④ 活動をする

申請し、交付決定が届いたら日々の活動の記録（参加者名簿の作成）や会計管理を行っていく必要があります。

高齢者相談支援センターでは、今後辰野町の介護予防活動を住民の皆様に案内できるように、補助金活動団体を一覧にまとめホームページ上に掲載する予定です。新しい利用者からの連絡が行くかもしれません。補助金要綱第2条1の(6)に記載の「原則、地域の要支援者に相当する方及び虚弱高齢者等の参加が可能な活動であること」を念頭に、どんな方でも参加可能な内容になっているか見直しも行いながら活動を行いきましょう。

【活動中にすること】

高齢者相談支援センターの職員が突然訪問させていただきます。ご了承ください。

- 参加者名簿の作成（参加者氏名・年齢・参加数がわかるもの）
 - * 1回当たりの参加者がわかるように作成してください。
 - * 参加者に講師やボランティア団体等は含めないようにしてください。
- 参加者の生活や健康面についてや、急に参加しなくなってしまった等気になることがあれば、高齢者相談支援センターに連絡してください。

【事業計画を変更する場合】

提出した事業計画に変更があった場合には、必ず高齢者相談支援センターにご連絡ください。（広報する場合がありますので、会場や時間変更などもお知らせください。）

⑤ 活動報告の提出をする

3月までの活動がすべて終了したら、下記の書類をすべてそろえて、その年の3月末日までに必ず提出してください。提出書類の不備等もあるかもしれませんので、活動が終了したらなるべく早めに提出しましょう。

【活動報告に必要な書類】

- (1) 補助金実績報告書（様式第10号）
- (2) 事業報告書
- (3) 参加者名簿（年齢又は生年月日、参加状況がわかるもの）
- (4) その他町長が必要と認めた書類

【様式第 10 号 補助金実績報告書の書き方】

【6年目以降】

(様式第 10 号)

令和 年 3 月 25 日

辰野町長 様

住 所 辰野町中央 1 番地

申請者 団体名 ぴっか叫クラブ

代表者名 福寿 草子

辰野町地域介護予防活動支援事業補助金事業実績報告書

令和 年 4 月 〇〇日付け 〇辰 第〇〇-〇号で交付決定のあった辰野町地域介護予防活動支援事業補助金について、下記のとおり事業を完了したので実績を報告します。

以前、代表者宛に送付された書類『様式第2号 交付決定通知書』に記載されている『交付決定日』『7辰第 □ 号』を確認し、記入します。

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 参加者名簿
- (3) その他町長が必要と認める書類

【事業報告書の書き方】

事業報告書の書式は任意のものでも構いませんが、実際に活動した日や予定と軽微な変更をしたものなどを記載するようにしてください。別講師を依頼した場合は、内容や講師名も記載するようにしてください。

事業報告書		
団体名	ぴっかいクラブ	
経費所要総額	246,250 円	
交付決定額	15,000 円	
補助金の既交付金額	0 円	
補助事業の着手年月日	着手 令和4 年 4 月 1 日	
及び完了年月日	完了 令和5 年 3 月 31 日	
月	活動日	備考
4月	14. 21. 28	7日は大雪が降ったため第11条(1)を理由に休止
5月	12. 19. 26	
6月	2. 9. 16. 23. 30	
7月	7. 14. 21. 28	7日は、唐田やわらさんを講師にストレッチ実施
8月	5. 19. 26	
9月	1. 9. 16 23. 30	2日の予定だったが、会場の都合で1日に実施
10月	7. 14. 21. 28	14日は、講師の都合で13:30～15:00に実施
11月	2. 16. 23. 30	9日は、辰野町でコロナ感染者が出たため第11条(3)を理由に休止
12月	1. 8. 15. 22	
1月	5. 12. 19. 26	5日は、9:00～10:00筋トレ、10:00～11:30まで新年会開催
2月	2. 9. 16. 23	
3月	2. 9. 16. 23. 30	2日は、活動終了後に出席講座の「体力測定」を実施。

下記に当てはまる場合は、その日程と内容を必ず記載してください。

- ・第9条の休止の取り扱いで該当し、休止をした場合
- ・いつもと時間帯や内容が違う場合
- ・いつもと違う講師を派遣して実施した場合(内容と講師名を記載)

◆1年間の流れ◆

時期	皆さんの動き		役場の動き
令和8年 4月	補助金申請書類のうち、 (ア)様式第9号 (イ)事業計画書 (ウ)活動団体概要書 を記入し、 <u>令和8年4月30日(木)</u> <u>までに提出します</u>	 高齢者相談支援センター に提出	皆さんから提出された書類 の内容確認・審査をする 補助金交付の可否を決定しま す
4月～ 5月	(届いた書類は大切に保管)	 代表者宛に送付	補助金交付決定(却下)通知 書(様式第2号)を送付します
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 計画通り活動する </div> *変更があった場合は、高齢者相談支援センターに 事前 に連絡。			
令和9年 3月くらい	3月の活動終了に合わせて「事業 実績報告書」を提出します 提出できる準備をお願いします (エ)様式第10号 (オ)事業報告書 (カ)参加者名簿		
令和9年 3月末	令和7年度の活動が全て終了した ら、上の(エ)～(カ)の書類を原則 3月末までに御提出ください。提出 が難しい場合は、高齢者相談支援 センターにご相談ください	 高齢者相談支援センター に提出	提出書類の内容確認・審査を します
令和9年 4月～ 5月	届いた書類に記載された「補助金 確定額」を確認します	 代表者宛に送付	補助金確定通知書(様式第6 号)を代表者に送付します
	補助金確定額を確認し、 (キ)様式第7号 を記入し、提出します	 高齢者相談支援センター に提出	提出書類を確認します
	交付金の受理します (指定口座に振り込まれる)		交付決定額を支払います(振 込)